

(別紙様式2)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 佐賀県
農業委員会名： 小城市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑			計
		普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3,200	408			3,608
経営耕地面積	3,013	255	35	220	3,268
遊休農地面積	14	77	51	26	91
農地台帳面積	3,248	565			3,813

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	974
自給的農家数	275
販売農家数	699
主業農家数	293
準主業農家数	159
副業的農家数	247

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	1,333
女性	637
40代以下	213

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	222
基本構想水準到達者	
認定新規就農者	10
農業参入法人	
集落営農経営	61
特定農業団体	
集落営農組織	39

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員				計	合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦		
農業委員数	20	20	1	0	1	4	6	26
認定農業者	—	6	0	0	1	1	2	8
女性	—	0	0	0	0	4	4	4
40代以下	—	1	0	0	0	0	0	1

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	3,590ha	3,031ha	84.43%
課 題	・管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているため、農地情報システム等を活用し、利用権の交換を推進し、中心となる経営体への農地の面的集積を促進するなどして、農作業の効率化を図る必要がある。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1.0ha	11.0ha	ha	1100%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	・作業受委託面積まで含めると、管内の水田面積のほとんどが、認定農業者及び集落営農組織に集積された状況となっているが、各々の経営農地は地域内で分散しているため、農地情報システム等を活用し、利用権の交換を推進し、認定農業者や集落営農組織への農地の面的集積を促進するなどして、農作業の効率化を図る。 ・農地のあっせん(売買・貸借)により、担い手への農地の面的集積を進める。 ・耕作放棄地再生事業により、担い手への農地の集積を進める。
活動実績	・農地のあっせん(売買・貸借)により、認定農業者等(担い手)への農地の集積を進めた。 ＊平成28年度は22件 11.0ha (4月 5件、6月 5件、7月 1件、8月 1件、11月 4件、12月 2件、2月 4件) ・耕作放棄地再生事業により8aを再生(3月25日)

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としては妥当である。
活動に対する評価	農地のあっせん(売買・貸借)により、小城市人・農地プランに位置づけられた中心となる経営体への農地の面的集積が図られており、今後も継続して実施していくことが必要である。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	平成28年度新規参入者数	平成27年度新規参入者数	平成26年度新規参入者数
	0経営体	1経営体	1経営体
課題	農業経営を行うには、農業の知識とノウハウ・農業機械を持っていないと、できないため、参入が難しい。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 平成28年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
1経営体	0経営体	0%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	毎年2月に新規就農を目指す人対象に農地取得等に関する説明会をおこなう。
活動実績	4/18 新規就農(アスパラ 20a程)相談を受ける 6/16 新規就農(オリーブ園)相談を受ける。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としては妥当である。
活動に対する評価	新規就農に関する相談には積極的に対応し、農業に対する受け皿を確保する必要がある。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成29年1月現在)	管内の農地面積(A) 3,681ha	遊休農地面積(B) 91ha	割合(B/A×100) 2.47%
課 題	・管内の遊休農地は、みかんや米の価格下落により、中山間部の営農条件が悪く農業経営の採算がとれなくなったほ場に多く発生しており、平坦部の条件がよいほ場にはほとんど発生していない状況にある。農業従事者の高齢化などで、中山間部では新たな遊休農地の発生が懸念される中、再生利用を図るのも難しい状況である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
1.0ha	36.0ha	3600%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	30人	8月頃	9月～10月
農地の利用意向調査	調査実施時期: 12月～3月			
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数) 26人	調査実施時期 8月～11月	調査結果取りまとめ時期 8月～11月
	農地の利用意向調査	調査実施時期 11月	調査結果取りまとめ時期 12月～2月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
		調査数: 450筆	調査数: 筆	調査数: 筆
		調査面積: 25.9ha	調査面積: ha	調査面積: ha
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標としては妥当である。
活動に対する評価	農地の利用状況調査等を通じて、新たな遊休農地の発生を防止することも必要であり、耕作放棄地の解消に向けた取り組みを今後も続けていく必要がある。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年1月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	3,590ha	0ha
課 題	・新たに違反転用を確認した場合は、状況を速やかに把握し、解消していく必要があるが、農地法の改正により罰則が強化されたことなど、違反転用がおきないようにもっと周知徹底していく必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成29年度実績

実 績①	増減(B-①)
0ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	・新たに違反転用を確認した場合は、状況をすみやかに把握し、解消していく。 ・農地の転用には許可が必要であることを、市報やHPを利用して周知徹底を図る。また農業委員による随時巡回及び毎年10月～11月に実施する農地利用状況調査と合わせて農地パトロールを行う。
活動実績	特になし
活動に対する評価	違反転用を把握した場合は、今後もすみやかに是正指導していく必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数:28件、うち許可28件及び不許可0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	記載内容について項目ごとに口頭による聞き取り、現地確認、関係確認書類の提出を求めるなど行っている。また、必要があれば総会へ出席してもらい説明を求めている。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	申請ごとに、現地調査の報告や許可要件をもとに審議している。			
	是正措置	特になし			
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	28件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて公表されている。市ホームページ上で公表。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から30日	処理期間(平均)	25日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務（意見を付して知事への送付）

(1年間の処理件数:55件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	委員による現地調査により、周辺農地への影響や申請内容を確認している。また、必要があれば総会へ出席してもらい説明を求めている。			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	申請ごとに、現地調査の報告や許可要件をもとに審議している。			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況	議事録にて公表されている。			
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から45日	処理期間(平均)	45日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		11法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		11法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		0法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		0法人
	提出しなかった理由		
	対応方針		
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容		
貸借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象貸借借件数 860件	公表時期 平成27年 4月
		情報の提供方法:市ホームページ掲載、配布用チラシ作成	
	是正措置		
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数 1,685件	取りまとめ時期 平成29年2月
		情報の提供方法:市ホームページ掲載	
	是正措置		
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	3,813ha
		データ更新:権利移動等について、随時更新	
		公表:農地情報公開システムに掲載中	
	是正措置		

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) (対処内容)
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) (対処内容)

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--